

令和5年度 大東市教育委員会 5月定例会会議録

1. 開催年月日

令和5年5月29日（月） 午前10時00分～午前11時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎
- ・教育委員 澤田 真由美

4. 出席説明員（15名）

- ・教育総務部長兼教育企画室長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 渡邊 良
- ・教育総務部総括次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・産業・文化部生涯学習課長 家村 幸一
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 田中 廣信
- ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長 有東 良博
- ・教育総務部家庭・地域教育課長 長町 幸一
- ・学校教育政策部教職員課長 花澤 秀之
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課参事 山本 和人
- ・教育総務部教育総務課上席主査 勝又 瞬

5. 傍聴者 4名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 一般業務報告（生涯学習課所管分）
- 日 程 第 3 教委報告第4号
大東市教育委員会の権限に属する市立学校の感染症の予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則の制定に係る臨時代理の報告について
- 日 程 第 4 教委報告第5号
（仮称）ほうじょう学園の設置に関する基本構想策定方針の策定に係る臨時代理の報告について
- 日 程 第 5 教委報告第6号
府費負担教職員の懲戒処分に関する内申に係る臨時代理の報告について
- 日 程 第 6 教委議案第19号
令和5年度大東市一般会計補正予算（第2次）【教育関係】に係る意見聴取について
- 日 程 第 7 教委議案第20号
令和6年度大東市立小学校使用教科用図書調査員の任命について
- 日 程 第 8 一般業務報告（生涯学習課所管を除く）

7. 議案書

教委報告第4号

大東市教育委員会の権限に属する市立学校の感染症の予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則の制定に係る臨時代理の報告について

大東市教育委員会の権限に属する市立学校の感染症の予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定により、令和5年4月28日次のおり臨時代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めらる。

令和5年5月29日提出

大東市教育委員会

教育長 水 野 達 朗

理 由

大東市教育委員会の権限に属する市立学校の感染症の予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則（令和5年教委規則第7号）が、令和5年4月28日に制定したことに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市教育委員会の権限に属する市立学校の感染症の予防に係る臨時休業に
関する事務の委任に関する規則

令和 5 年 4 月 2 8 日

教委規則第 7 号

学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 3 1 条の規定に基づき、同法第 2 0 条に定める大東市立の小学校及び中学校の臨時休業（学校保健安全法施行規則（昭和 3 3 年文部省令第 1 8 号）第 1 8 条第 1 項第 2 号に規定する第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）の予防に係る臨時休業に限り、学校の全部の休業を除く。）に係る大東市教育委員会に属する事務を校長に委任する。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

市立学校の感染症の予防に係る臨時休業に関する事務の委任の範囲について

事務委任の範囲

<学校保健安全法施行規則第 18 条：学校感染症の種類>

分類	特徴	疾患	出席停止期間の基準
第一種	発症はまれだが、伝染力、重症度から危険性が極めて高い感染症 ※ 感染症法上の 1 類・2 類感染症、指定感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	空気感染または飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症 ※ 感染症法上の 5 類感染症 (※結核は 2 類)	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治癒が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、軽快した後 1 日を経過するまで
	対象外	結核、	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性のある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性結膜炎、急性出血結膜炎 ※ その他の感染症(診察した医師の判断により措置が考えられる感染症)	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※新型コロナウイルス感染症は、コロナ禍において第一種感染症とみなされていましたが、この度の文部科学省令の改正により、第二種感染症に位置づけられることとなります。

教委報告第5号

(仮称)ほうじょう学園の設置に関する基本構想策定方針の策定に係る
臨時代理の報告について

(仮称)ほうじょう学園の設置に関する基本構想策定方針の策定について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25
条第1項の規定により、令和5年5月12日次のとおり臨時代理したので、同条
第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年5月29日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

(仮称)ほうじょう学園の設置に関する基本構想を策定するにあたり、その方
針策定を早急に行う必要があったため。

(仮称) ほうじょう学園の設置に関する基本構想策定方針について

大東市及び大東市教育委員会は、令和5年2月に総合教育会議にて「義務教育学校等の設置に関する検討報告書(案)(以下「検討報告書(案)」という)」を協議し、今後議論を進めるための叩き台として作成した。令和5年度に「(仮称) ほうじょう学園設置に関する基本構想(以下「基本構想」という)」を策定するにあたり、**北条をステージとした子どもたちの笑顔のため、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びの実現のため**、地域の特色を生かした義務教育学校等の設置に向け、次のとおり方針を定め、大東市教育大綱の理念を推進すべく、取組むべきこと、取組みたいことを整理する。

1. 小中一貫教育の成長と成熟をめざした学校であること

第一に、小中一貫教育について、これまで本市は一層の学力向上・豊かな心の育成を目的に9年間を見据えた連続的・継続的なカリキュラムの作成に取り組んできたところである。培ってきた取組みに加え、新たな発展(成長)と更なる充実(成熟)に寄与することをめざし、施設一体型の設置に関する必要性や利点等、全国的な状況を踏まえ、子どもたちの9年間の学びを提供する学校づくりを考察し、施設一体型だからこそ成しえる義務教育学校等ならではの、小中一貫教育の活動の方向性を示すものとする。

2. 教育大綱の理念を後押しし、教育の課題解決を導く学校であること

第二に、北条小学校・北条中学校について、現状や問題点、課題をまとめ、北条義務教育学校等の設置が解決への一助となり、教育大綱の理念を推し進める学校の創設についてまとめる。

特に、学習環境と教育体制の連続性や、児童・生徒が学び合う環境の構築、異年齢交流の促進効果等、義務教育学校等により生み出される学びの個別最適化と協働的な学びについて表現する。

3. 地域課題の解決に加え、地域の発展に寄与する学校であること

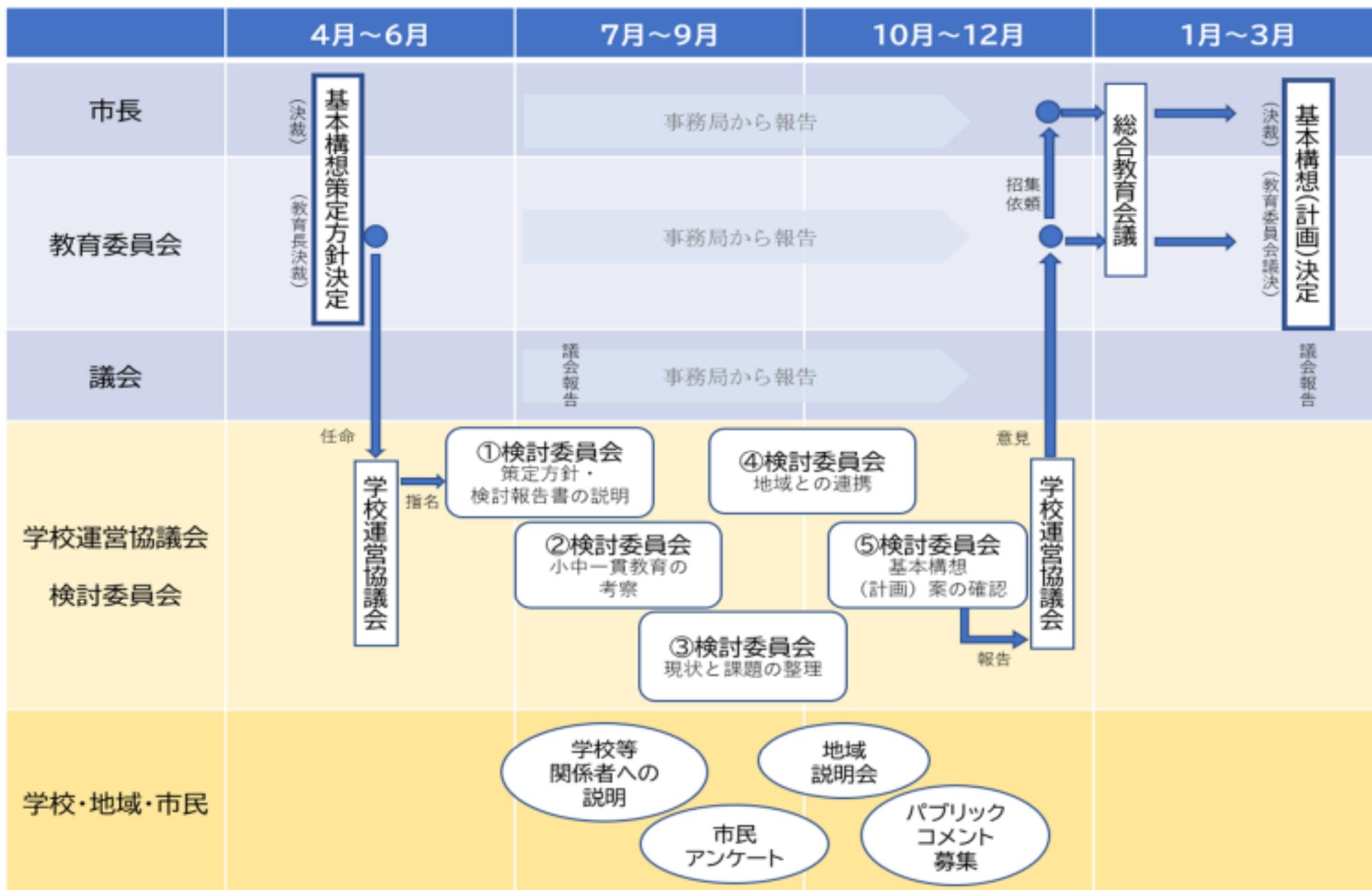
第三に、地域における北条義務教育学校等に期待される役割について考察する。学校には教育目的の他、地域防災や地域コミュニティ、生涯学習施設等を担っている。新たな学校が地域の活性化に寄与する機能を持ち、その効能を増大させる可能性について整理する。

上記三点の検討にあたっては、安全安心を第一に進めることとする。

令和5年5月12日

大東市長
大東市教育委員会

令和5年度(仮称)ほうじょう学園の設置に関する検討スケジュール(案)



8. 一般業務報告

1. 大東市（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討委員会設置要綱について
2. 大東市立小学校で発生した事故に係る専決処分の報告について
3. 令和5年度子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰報告について

9. 会議録

水野教育長

定刻になりました。
開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員 4 名、合計 5 名でございます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により本会議は成立することをご報告いたします。

水野教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から 5 月の教育委員会定例会を開催いたします。

傍聴にお越しの皆様、本日は令和 5 年 5 月定例会に傍聴参加いただきありがとうございます。

なお、本日は所管部署でございます産業・文化部生涯学習課より議案説明等のため出席いただいております。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第 1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、中野委員によりしくお願いいたします。

次に、日程第 2 一般業務報告（生涯学習課所管分）について、でございます。

1 番 令和 5 年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰の受賞について、報告をお願いします。

・・・日程第 2 一般業務報告につき要点のみを記載・・・

① 令和 5 年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰の受賞について

⇒大東市立図書館が、令和 5 年度子供の読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受表彰。男性の育児参加推進活動として行っている男性スタッフによる読みメン隊や、国史跡飯盛城跡を活かした市内観光ボランティアや市外図書館との連携等が評価された。

水野教育長

この件に関して、ご質問等はございませんか。

水野教育長

ちなみに受表彰数はどのくらいでしたか。

家村課長

トータルでは 226 件ですが、図書館としては 46 館です。

水野教育長

それでは、生涯学習課所管に係る報告は終わりましたので、生涯学習課の職員は退席いただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、日程第3 教委報告第4号 大東市教育委員会の権限に属する市立学校の感染症の予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則の制定に係る臨時代理の報告について、報告理由の説明をお願いいたします。

芦田総括次長

教委報告第4号「臨時代理の報告」につきまして、ご説明いたします。

今回の臨時代理の報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定により、臨時に代理しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

具体的には、令和5年4月28日において、「大東市教育委員会の権限に属する市立学校の感染症の予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則の制定」につきまして、「当該規則の制定を早急に行う必要があったため」、教育長が臨時代理を行ったものでございます。

それでは、規則制定の趣旨について説明いたします。まず、感染症の取扱いについては、社会全体で適用する法律の位置付けと、学校で適用する法律の位置付けについて、異なっていることについて、少し触れさせていただきます。

「感染症法」という法律上では、感染症は「1類から5類」までに分類されており、これは社会全体で適用する一方で、学校において予防すべき感染症は、「感染症法」とは別に、「学校保健安全法」の施行規則で、「第一種から第三種まで」の「学校感染症」として、指定されています。このうち、第二種感染症には、「季節性インフルエンザ」をはじめ、学校での感染流行の懸念のある感染症が位置づけられているところです。

また一方で、これまで新型コロナウイルス感染症は、感染症上では、「2類相当」、学校感染症では、「第一種感染症」に位置づけられ、社会全体での対策が必要な感染症として取り扱われました。

このため、新型コロナウイルスについては、法の規定に基づき、市教委において感染状況を把握集約の上で、臨時休業等を判断することとしてまいりました。

ただし、コロナ禍以前の対応といたしまして、季節性インフルエンザによる臨時休業については、各学校長が判断されてきた経過がありました。

このような状況を踏まえ、今回、新型コロナに係る感染症法上の位置づけが、「2類相当」から「5類」へ、「学校感染症」としては「一種から二種」へ移行するタイミングに併せて、新型コロナウイルス、季節性インフルエンザなどの感染症による「臨時休業」に関する事務の一部について、学校長へ委任させていただくものでございます。

具体的には、学校感染症のうち、「第二種感染症」（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）の予防に係る臨時休業の措置に係る事務について、本年5月8日以降、校長の権限とするものです。

なお、学校全部の臨時休業については、学校全体の感染状況を踏まえ、市教委において判断する事といたします。詳しくは、資料を

ご覧ください。

以上、「大東市教育委員会の権限に属する市立学校の感染症の予防に係る臨時休業に関する事務の委任に関する規則の制定」の制定につきましてご説明させていただきました。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

中野委員

インフルエンザと新型コロナウイルスの出席停止期間の基準の違いをもう少し詳しく教えてください。

芦田総括次長

インフルエンザにつきましては、発症した日から5日間経過する必要があるため5日間の出席停止が求められます。かつ、陽性判明後、解熱があった日からさらに2日間の安静が必要です。例えば、発症して5日目に解熱した場合、そこから2日間安静が必要となります。

新型コロナウイルスも同様で、陽性が判明した翌日から5日間の出席停止が決められており、あとは軽快した日がいつかということになります。陽性判明後3日目に軽快しているという状況であれば、5日間経過の後、6日目から復帰できます。5日目の最終日に軽快した場合ではさらに1日復帰が延びます。

中野委員

それらを校長先生に伝えるとき、軽快という状態を具体的に説明しないと、何ををもって軽快とするか判断が難しいのではないのでしょうか。解熱の場合は平熱に戻ったということではわかるのですが。

芦田総括次長

出席停止については学校医と相談した上で判断していただくこととなりますので、校長先生自ら医学的見地によって判断することはありません。学校医がその状態を軽快していると判断があれば、それをもって軽快したと考えていただきます。

水野教育長

他に質問はありますか。

太田委員

本市のインフルエンザの流行状況を教えてください。

芦田総括次長

インフルエンザについてはゴールデンウィーク以降、全国的には集団発生により学校休業あるいは学年休業に至ったという報道があったと把握しております。大東市内におきましては、個別で罹っているという事例はいくつかありますが、集団発生には至っておりません。

水野教育長

他に質問はありますか。

澤田委員

臨時休業と学校全部の休業との違いについて教えてください。

芦田総括次長

臨時休業とはいわゆる学級閉鎖あるいは学年閉鎖とご理解いただけたらと思います。臨時休業の一部を校長先生に委任し、同じ臨時休業という表現ですが学校全体を休業するという状況につきましては、相当感染が広まっている状況であろうと想定し、それについて

は市教委で判断するという権限の住み分けをしております。

水野教育長

他に質問はありますか。

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、日程第4 教委報告第5号（仮称）ほうじょう学園の設置に関する基本構想策定方針の策定に係る臨時代理の報告について、報告理由の説明をお願いいたします。

有東課長

・教委報告第5号「（仮称）ほうじょう学園の設置に関する基本構想策定方針の策定に係る臨時代理の報告について」ご説明いたします。

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定に基づき、令和5年5月12日に水野教育長により臨時代理を行いましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認をお願いするものです。

・現在、（仮称）ほうじょう学園の設置に向けた事務を進めており、今年度中の基本構想策定に向け、後程ご説明させていただきます検討委員会を設置し、今後約半年の間に会議を開催する中で、地域住民、保護者、教職員、学識経験者から意見を賜り、基本構想に反映してまいりたく考えております。

・スケジュールにつきまして後程ご説明させていただきますが、今年度中に総合教育会議でご協議いただき、基本構想を策定するため、事務を進めているところです。

・基本構想を策定するにあたり、策定目的や、何を解決するために策定するのか、といった内容を整理し、定め、共有するため、策定方針を定めるものでございます。

・具体的には、大きく3本の柱を設定し、その前提として、安全安心の学校となることを第一に進めること、とさせていただいております。最初の柱として、これまでの小中一貫教育の成長と成熟をめざした学校にすること。次に、施設一体型とすることで、教育大綱の理念を後押しし、様々な課題解決へと導く学校にすること。3つ目に、地域を一層元気にする学校にすること。こうした内容に沿って、取組むべきこと、取組みたいことを整理したいと考えております。

・続きまして、参考資料として添付させていただいております、「令和5年度（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討スケジュール（案）」につきまして、併せてご説明させていただきます。

・大きく3か月スパンで、どの様な活動を想定しているか、「市長」、「教育委員会」、「議会」、「学校運営委員会・検討委員会」、「学校・地域・市民」と分類して記載しております。現在は、下から2段目の「学校運営協議会・検討委員会」行の、四角に囲まれた「学校運営協議会」にて検討委員会委員の指名を行っていただいた所まで進んだところです。

・今後、検討委員会では、1回につき1～2時間、全5回程の会議にて、ご議論・ご意見いただく予定をしております。

- ・並行して、学校等関係者（教職員）の方への説明、市民アンケート、今までと学校等の場所が変わることにより影響を受ける地域の方々を対象とした地域説明会の開催を予定しております。
- ・これら説明会等を通じて聴取した様々な意見を参考に、基本構想案を作成し、来年早々に総合教育会議にて、ご協議賜りたく考えているところです。
- ・このスケジュール案につきましては現時点での想定であり、また概略であるため詳細な日付や内容の記載に至ってはおりません。
- ・今年度策定に向け、本スケジュール案を基に進めてまいりますとともに、適宜、教育委員会におきましてご報告させていただきたく存じます。
- ・以上が、令和5年度（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討スケジュール（案）に関するご説明となります。
- ・『（仮称）ほうじょう学園の設置に関する基本構想策定方針の策定』について、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

澤田委員

検討委員の指名があったとのことですが、どのようなメンバーがいらっしゃるのでしょうか。

有東課長

構成員といたしまして、学校運営協議会の7名、関係区長4名、小中学校PTA役員が4名、北条こども園保護者会1名、総勢16名に加えまして、小中学校から人権担当教諭2名にオブザーバーとしてご参加いただく予定です。

澤田委員

意見を持った関係者が集まっているので、検討していけば皆さんの総意が分かるというもので安心しました。「聞いていなかった」ということありがちですが、バランスよく構成されていると理解しました。

水野教育長

他にありますでしょうか。

斎藤委員

地域課題とは何を想定されていますか。やはり防災がメインでしょうか。

有東課長

おっしゃる通り、防災面について北条小学校は土砂災害特別警戒区域に入っておりますので非常に問題であると考えております。
北条中学校と統合することによって防災速報や災害避難所の拡充ができると考えておりますので、地域課題の解決に寄与できると考えております。

水野教育長

他にありますでしょうか。
無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、日程第5 教委報告第6号 府費負担教職員の懲戒処分に関する内申に係る臨時代理の報告について、及び、日程第6 教委議案第19号 令和5年度大東市一般会計補正予算（第2次）【教育関係】に係る意見聴取について、並びに、日程第7 教委議案第20号 令和6年度大東市立小学校使用教科用図書調査員の任命について、を議題とします。

なお、これらの案件につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思っております。承認の委員は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

水野教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴にお越しの皆様は、一旦退席をお願いいたします。事務局職員は別室に誘導をお願いいたします。

【非公開】

水野教育長

それでは、教委報告第6号及び教委議案第19号並びに教委議案第20号の審議が終了しましたので、ただ今から定例会を公開とします。

・・・日程第8 一般業務報告につき要点のみを記載・・・

② 大東市立小学校で発生した事故に係る専決処分の報告について
⇒小学校で発生した事故に係る損害賠償の額の決定について、専決処分したための報告。

③ 大東市（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討委員会設置要綱の制定について
⇒北条小学校及び北条中学校を対象にした義務教育学校等の設置に向けた検討を行う。会長及び副会長は学校運営協議会の会長及び副会長を充てる。協議の経過及び結果を学校運営協議会に報告し、学校運営協議会から教育委員会に対して意見する流れとなる。

.....

各教育委員から意見等について

- ・学校も教育委員会も、気楽に、自由にチャレンジすることを大切にしてほしい。
- ・大人がどれだけ情報を与えられるかによって子どもの選択肢の幅が広がるということについて。
- ・5年後10年後を想定し選択肢を増やしておくことについて。

水野教育長

・ A I の使い方を間違ってはいけないということについて。

以上をもちまして、5月定例会を終了といたします。

以上

令和5年6月30日

水野教育長

中野委員